

民主導による新たなまちづくり推進会議運営要領

令和 7 年 6 月 27 日
民主導による新たなまちづくり推進会議
議 長 決 定

民主導による新たなまちづくり推進会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議の議事要旨を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。